

## 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める 意見書

集団的自衛権の行使について、歴代政府は、憲法第9条に照らして「行使できない」としてきました。だからこそ政府は、アフガニスタン戦争（2001年）でも、イラク戦争（2003年）でも、自衛隊を派遣するための特別措置法において「武力行使はしない」「戦闘地域にはいかない」ことを明記し、歯止めを設けてきました。

しかし、安倍首相は、憲法の文言はそのままに、一内閣の憲法解釈の変更によって、集団的自衛権の行使を認めようとしています。これは、戦後日本の根幹をなしてきた平和主義を覆すものであり、また立憲主義に反するものです。幅広く、深い国民的な議論による国民の意思を反映することなく、適正な手続きも取られないまま集団的自衛権の行使が容認されることを看過することはできません。

いま安倍首相が容認しようとしている集団的自衛権の行使には、地理的限定はなく、要件とされるものも結局、判断するのは時の政権であり、拡大解釈される恐れがあります。そのもとで実際に行使されてしまえば、アフガン戦争で後方支援のために派兵し多くの犠牲者をだしたNATO諸国のように、海外で直接我が国が攻撃されていない戦争で日本の若者が殺される、殺すという事態が起きてしまいます。

よって、朝霞市議会は、海外での戦争に参加することにつながる集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を行わないよう国に求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成26年6月27日

埼玉県朝霞市議会議長 利根川 仁 志

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様